

沼田土建株式会社 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和6年12月1日～令和11年11月30日

2. 内容

目標1：令和11年12月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間140時間未満とする。（現在 約160時間 約14%減）

〈対策〉

- ・令和7年1月～ 所定労働の原因の分析等を行う
- ・令和7年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- ・令和7年10月～ 社内報などによる社員への周知
- ・令和7年12月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標2：令和11年12月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

〈対策〉

- ・令和7年1月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- ・令和7年4月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- ・令和7年10月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取り組みの開始